

Applying IFRS

金融商品の分類及び測定 の改訂

2024年11月



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

内容

1. 序 説.....	2
1.1 概 要.....	2
1.2 発効日及び経過措置	3
2. 金融資産及び金融負債の当初認識又は認識の中止日	3
2.1 金融資産及び金融負債の当初認識及び認識の中止日:一般原則 ..	3
2.2 金融負債の認識の中止:電子送金システムを用いて 行われる支払いに関する例外措置.....	4
3. 契約上のキャッシュ・フローの特性	5
3.1 偶発的特性を有する金融資産の分類	5
3.2 ノン・リコース特性を有する金融資産の分類	8
3.3 契約上リンクしている金融商品の分類.....	9
4. 追加的な開示要求.....	9
4.1 FVTOCIに指定されている資本性金融商品に対する投資	9
4.2 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更に つながる条件の開示	12
4.3 測定区分が変更になった金融資産	13
4.4 期中報告	14

重要ポイント

- ▶ 2024年5月、IASBはIFRS第9号の分類及び測定に関する要求事項及びIFRS第7号の開示要求の改訂を公表した。
- ▶ 本改訂では、金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止に関する従来の要求事項が明確化され、また、電子送金システムを用いて決済される金融負債については決済日以前に認識を中止するための会計方針の選択(適用には特定の条件を満たす必要がある)を導入している。
- ▶ 環境、社会及びコーポレート・ガバナンス(ESG)及び類似する特性を有する貸付から生じる契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関するガイドラインが追加され、当該ガイドラインによってそうした特性を有する金融資産の分類が明確化された。
- ▶ 何が「ノン・リコース特性」を構成し、契約上リンクしている金融商品(CLI)の特性とはどのようなものかが明確化された。
- ▶ 偶発的特性を有する金融商品について新たな開示が導入され、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関するさらなる開示が追加された。
- ▶ 本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。早期適用も認められ、金融資産の分類及び関連する開示に関してのみ本改訂を早期適用するオプションも存在する。

1. 序 説

1.1 概 要

2024年5月30日、国際会計基準審議会（以下、IASBもしくは審議会）は、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」を改訂する「金融商品の分類及び測定の修正」（以下、本改訂）を公表した。分類及び測定に関するIFRS第9号の適用後レビュー（Post-Implementation Review：以下、PIR）が完了したことを受け、本改訂でさらなるガイダンスが提供されることになり、特定の事項も明確化された。主要な改訂の要約は以下のとおりである。

認識の中止の論点については、IFRS解釈指針委員会（以下、IFRS IC）は、電子送金システムを通じて決済される金融資産及び金融負債だけでなく、小切手やデビット・カード及びクレジット・カードによる決済などの他の方法を用いて決済される金融資産及び金融負債についても、その認識の中止に関する実務上のばらつきを識別していた。この論点は、さらなる議論が求められるだけの十分な重要性があり、IFRS第9号のPIRの範囲に加えられた。IASBは、IFRS第9号の認識及び認識の中止の要件を再考するのではなく、金融資産及び金融負債の認識の中止に関する既存の要件を明確化することを決定し、金融負債の認識の中止の要件に関する改訂を公表した。下記セクション2で解説している。

特に環境、社会及びガバナンス（ESG）目標に連動するキャッシュ・フローを有する金融資産の数が増加していることに伴い、偶発的特性を有する金融資産の分類がPIRの一部として取り扱われるべきもう1つの論点になった。そこでは、これらの契約上のキャッシュ・フローの特性は、「元本及び元本残高に係る利息の支払いのみ（SPPI）」であるか否かが検討された。IFRS第9号の原則ベースのアプローチに整合するように、キャッシュ・フローが（ESG目標に連動するものだけではなく）偶発的事象に基づき変動するすべての金融資産に関し、その適用指針が改訂された。この点については下記セクション3.1で解説している。

証券化及び貸付業務に関するPIRの参加者は、担保設定されている金融資産に関するIFRS第9号の付録Bの「ノン・リコース」の意味を明確にし、さらに契約上リンクしている金融商品に適用される要求事項の適用範囲についても明確化することをIASBに要請した。また、IASBは、ノン・リコース特性を有する金融資産と契約上リンクしている金融商品の両方に関し「ルック・スルー」規定を明確化するとの要請を受けた。それにより、IFRS第9号の適用指針が改訂された。この点については下記セクション3.2と3.3で解説している。

PIRに関するフィードバックでは、その他の包括利益に累積されている金額を純損益に振り替えることを禁止するIFRS第9号の要求事項により、企業はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された資本性金融商品への投資の財務業績を忠実に表現することができなくなっているということが指摘された。したがって、下記セクション4.1で解説しているようにこれらの投資に関する開示要求が改訂された。キャッシュ・フローが偶発的事象に応じて変動する金融資産及び金融負債の開示要求も改訂されたが、これについては下記セクション4.2で解説している。また、下記セクション4.3で解説しているように、本改訂には測定区分が変更になった金融資産の追加的な開示要求も含まれている。

本改訂は2026年1月1日以後に開始する事業年度から適用され、すべての改訂を早期適用することも、金融資産の分類及びそれらに関する開示に関する改訂のみを早期適用することも認められる。

1.2 発効日及び経過措置

本改訂は2026年1月1日以後に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められる。企業は本改訂のすべてを同時に早期適用することも、金融資産の分類(セクション3参照)及びそれに関する開示(セクション4.2及び4.3参照)の改訂のみを早期適用し、その他の改訂についてはすべて2026年の発効日からの適用とすることもできる。早期適用が可能か否かは、本改訂が現地国で承認されているかどうかによる。

本改訂は遡及適用される。金融資産と金融負債の期首残高を修正し、累積的影響額について利益剰余金の期首残高を修正する。過年度については修正再表示する必要はないが、仮に修正再表示を行う場合には事後の判断を用いてはならない。

2. 金融資産及び金融負債の当初認識又は認識の中止日

2021年9月、電子送金システムを通じて受領される現金支払いで決済される金融資産はいつの時点で認識が中止されるのかという質問がIFRS ICに寄せられた。議論は電子送金システムを通じて行われる支払いにより決済される金融負債の認識の中止にまで拡大した。

処理中の現金の受払いを反映するために現金残高を期末時点で修正するなど、国や地域によって様々な実務が存在することが識別された。それにより、金融資産及び金融負債の認識の中止と認識の時期に影響が生じることとなる。

IFRS第9号の「分類及び測定」に関するPIRへの参加者は、IASBにこの点を検討するように要請した。IASBは利害関係者の懸念を認識し、IFRS第9号の要求事項を改訂することにした。

2.1 金融資産及び金融負債の当初認識及び認識の中止日：一般原則

本改訂により、金融資産又は金融負債は企業が金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識されるというIFRS第9号の既存の要求事項が明確化される[IFRS 9 (2026).B3.1.2A]。

また、金融資産は契約上のキャッシュ・フローに対する企業の権利が消滅した又は譲渡された時点で認識が中止されるということ、及び、金融負債は契約中に特定される義務が履行される、取り消される又は失効する、あるいはそれ以外に負債が認識の中止の要件を満たす時点(決済日、すなわち負債が消滅する日)に認識が中止されるということも明確化される[IFRS 9 (2026).B3.1.2A]。

本改訂は、一定の条件が満たされる場合に決済日前に金融負債の認識を中止するための会計方針の選択を導入している。これは、電子送金システムを利用する支払いに限られる(下記参照)[IFRS 9 (2026).B3.3.8]。

現金を受領する権利の消滅に基づく金融資産の認識の中止は引き続きそのまま維持される。本改訂の結論の根拠では、現金へのアクセスを有しない場合、送金指示を出しているという債務者からの確認は現金を受領する権利の消滅につながることはないということが明確に述べられている。権利が消滅するのは現金が受領された場合のみである[IFRS 9 (2026).BC3.60]。

本改訂の影響により、本改訂が発効した時点で、電子送金システム以外で支払いが受領される又は行われる金融資産又は金融負債は、受取側の企業の銀行口座で当該金額が決済されるまで、その認識を中止することができなくなる。これには、小切手、デビット・カード又はクレジット・カードによる支払いも含まれる。

弊法人のコメント

本改訂により、金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止に関する要求事項が明確化される。IASBがこの領域の要求事項を明確化するためにIFRS第9号を改訂しなければならなかったことを考えると、企業は本改訂が適用されるまでは本改訂に準拠するために金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止の時期に関する会計方針の変更を求められることはないと考えられる。本改訂を適用した時点で、企業はIFRS第9号(2026年)第7.2.48項の経過措置に関するガイダンスを利用できる。

企業は本改訂の適用に備えて、金融資産及び金融負債ごとに、現在認識の中止日としていずれの日を適用しているか、及びそれが本改訂にどの程度準拠しているかを判断する必要がある。電子送金システム(下記参照)に加え、小切手、デビット・カード及びクレジット・カードなどすべての決済方法を評価に入れなければならない。評価にあたっては、決済の仕組みごとに債権・債務がいつの時点で決済され、いつの時点で現金残高に影響が生じるかをはじめ、様々な現金決済の仕組みを完全に理解しておく必要がある。

本改訂により、処理中の現金の受払いについて報告日時点で企業が計上した現金残高への修正は行ってはならないということが明確化される。特にそうした修正が長きにわたる実務になっている国や地域では企業にとっては、これは実務の変更になる可能性がある。

企業は、負債を決済するために電子送金システムを用いており、一定の条件が満たされる場合には、会計方針の選択を行い金融負債の認識を決済日前に中止することが認められる。

2.2 金融負債の認識の中止:電子送金システムを用いて行われる支払いに関する例外措置

本改訂は、金融負債について電子送金システムを用いて行われる支払いという具体的なシナリオにおける会計方針の選択を導入している。本改訂は、小切手やデビット・カード又はクレジット・カードによる支払いなど、金融負債の他の決済手段には適用されない。以下の条件が満たされる場合にのみ、企業は電子送金システムを用いて決済される金融負債(又は金融負債の一部)の認識を決済日前に中止できる[IFRS 9(2026).B3.3.9]。

- ▶ 企業は送金指示の撤回、中止又は取消しを行う実務上の能力を有していない。
- ▶ 企業は送金指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実務上の能力を有していない。
- ▶ 電子送金システムに関連する決済リスクは僅少である。このことが成立するには、決済システムには以下の両方の特徴が備わっていなければならない[IFRS 9(2026).B3.3.9]。
 - ▶ 送金指示の履行は標準的な事務管理プロセスに従っている。
 - ▶ i) 指示の撤回、中止又は取消しを行う実務上の能力を有しなくなる時点と、ii) 現金が相手方当事者に引き渡される時点との間の期間が僅かである。

送金指示の履行が企業が決済日に現金を引き渡す能力を条件とする場合には、決済リスクは僅少とは言えないだろう[IFRS 9 (2026).B3.3.9]。

決済日前に金融負債の認識を中止するという会計方針の選択を行う企業は、同じ電子送金システムを利用して決済される金融負債のすべてにこの処理を適用しなければならない。

弊法人のコメント

企業はまず、重要性がある電子送金システム全般について現在の実務がどうなっているかを理解し、電子送金システムを通じて決済される負債の認識の中止に関する会計方針の選択を適用すべきかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、たとえば企業はいつ「送金指示を撤回、中止又は取り消す実務上の能力」を有さなくなるのかをはじめ、会計方針の選択を適用する条件はどのような場合に満たされるかを理解する必要がある。そのためには、それぞれの国や地域の電子送金システムごとの契約上及び法律上の要求事項を分析する必要があるが、これは国外取引決済の場合には特に複雑になる可能性がある。企業や取引の種類が異なる場合にはそれぞれに異なるカットオフ時期が適用される可能性があるため、この点も考慮に入れる必要がある。評価は、決済システムではなく企業の観点から行われなければならない。

3. 契約上のキャッシュ・フローの特性

3.1 偶発的特性を有する金融資産の分類

IASBは、IFRS第9号の金融資産の分類に関する適用指針について2つ広範な改訂を行った。上述のとおり、SPPI評価を含むIFRS第9号の原則主義のアプローチを考えると、これらの改訂はESG連動の金融商品に固有のものではない。SPPIによる契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資の取決めに整合するというのが、従来の原則である。

一つ目の改訂で、貸手の補償は基本的な融資の取決めと整合しているか否かの評価が明確化されている。貸手にどの程度の補償が支払われるかではなく、何に対して貸手に補償が支払われるかが焦点である。ただし、補償の金額により、貸手は基本的な融資のリスクやコスト以外の何かに対する補償が支払われているということが示唆される場合がある。本改訂は次のように述べている。

- ▶ 市場では一般的な条件であっても、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資のリスクやコストではない変数(たとえば、資本性金融商品の価値、コモディティの価格)に応じて決まる、又はそれらが債務者の収益又は利益の取り分を表す場合、契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資の取決めには整合していないことになる。

契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めに整合していない場合、さらなる分析は求められず、当該金融商品はSPPI要件を満たさないことになる。

二つ目の改訂は、契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額の変更につながる契約条件は、以下の事項を検討した上でどのように評価すべきかについて定めている。

- ▶ 偶発的事象が発生する可能性に関係なく、変更の前後両方において、生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かを検討する。本改訂では、契約上のキャッシュ・フローの評価は、金融商品の全期間にわたって生じ得るすべての契約上のキャッシュ・フローを考慮して行われるものであり、確率ベースの評価ではないということが明確化された。このことは、企業は偶発的事象が発生する(発生しない)可能性にかかわらず(契約条件が真正ではない場合を除く)、契約に定められる偶発的事象が契約上のキャッシュ・フローに与える影響を考慮しなければならないということを意味する。
- ▶ 偶発的事象の性質が基本的な融資のリスク及びコストの変化に直接関係しており、契約上のキャッシュ・フローがそれらと同じ方向に変動するか否かを検討する。本改訂は、偶発的事象の内容が基本的な融資のリスク及びコストに直接関係しており、契約上のキャッシュ・フローがそれらと同じ方向に変動する場合、金融商品の全期間にわたる契約上のキャッシュ・フローがSPPIになる可能性がより高くなることを明確化している(たとえば、債務者が特定の回数の返済を怠った場合には、より高い金利に再設定される金融商品)。

本改訂は、偶発的事象の内容が基本的な融資のリスクやコストの変化に直接関係しない場合においても、SPPI要件が引き続き満たされる可能性があると説明している。この場合、偶発的特性により、変化の前後の両方で基本的な融資の取決めに整合し、そのような偶発的特性を有することのない同一の金融資産から著しく異なることのない契約上のキャッシュ・フローが生じることが条件になる。企業は、これらの発生しうるシナリオのすべてが契約上特定されているため、発生する偶発的事象の可能なすべての組合せを検討しなければならない。状況によっては、企業がこの判定を定性的評価によって行うことができる場合があるが、他方で、定量的評価を行うことが必要になる場合もある。

弊法人のコメント

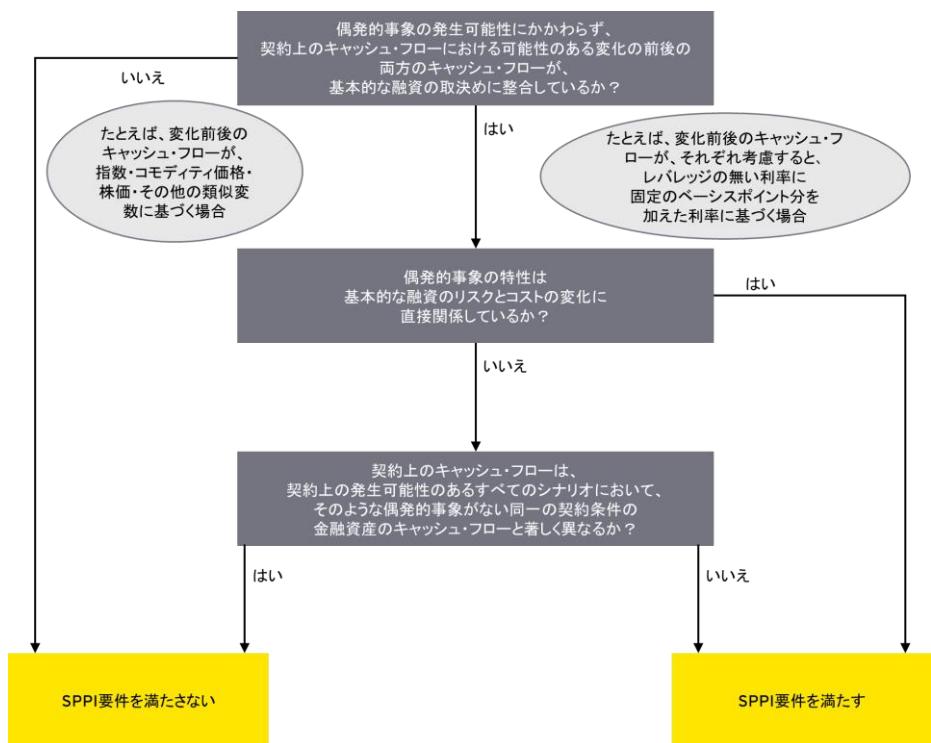
企業は、IFRS第9号(2026)のB4.1.10A項の要求事項に照らして何が「著しく異なる」と考えられるかを判断する必要がある。

この評価を行うにあたり、企業はIFRS第9号で「著しく異なる」ことのないキャッシュ・フローにも言及しているB4.1.9C項及びB4.1.9D項に従って「改変後の貨幣の時間価値」特性を評価するために策定された会計方針に準拠することが一般に期待される。ただし、いくつかの相違も存在する。たとえば、本改訂は、契約に特定されるシナリオすべてにおける偶発的特性の影響を評価することに言及しているが、B4.1.9D項は合理的に可能なシナリオのみに言及している。さらに、B4.1.9Cは割引前のキャッシュ・フロー並びに報告期間ごと及び存続期間にわたって累計ベースで実施される金融商品の評価の両方に言及しているが、本改訂は、評価は「類似する」¹ ものでなければならないという事実に言及する以外は、この点について具体的なガイダンスを定めていない。したがって、企業はこの領域の会計方針を策定するにあたり判断を行使する必要がある。

¹ BC4.272 「IASBは、貨幣の時間価値要素が改変された場合(IFRS第9号B4.1.9B項からB4.1.9D項に定められる)に要求される評価に類似する要求事項を開発することにした」。

次のディシジョン・ツリーは、偶発的特性の評価に関し本改訂に定められるステップを説明している。

図表1-1： 偶発的特性を有する金融資産のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすかどうかの判定



上述の適用指針に加えて、本改訂はまた、SPPI要件を満たす金融商品と満たすことのない金融商品の設例を提供している。SPPI要件を満たす金融商品とは、債務者が前報告期間中に契約で定められた炭素排出量の低減を達成した場合には固定のベーシス・ポイント分、金利が引き下げられる金融商品をいう [IFRS 9 (2026).B4.1.13]。偶発的事象それ自体が基本的な融資のリスク及びコストの変化に関係するわけではないため、企業は、契約上の発生可能性のあるすべてのシナリオにおけるキャッシュ・フローが、偶発的事象がない金融商品のキャッシュ・フローと比較して著しく異なることがないかどうかを判断する必要がある。この設例では、融資については、最大限可能な修正累計額でも融資の金利が著しく変わることはないとして述べられており、本金融商品はSPPI要件を満たすと結論付けられている。SPPI要件を満たすことのない金融商品の例としては、前報告期間中の炭素価格指数の変動に応じて金利が調整される金融商品が挙げられる [IFRS 9 (2026).B4.1.13]。当該キャッシュ・フローは、基本的な融資のリスク又はコストではなく、基本的な融資の取決めに整合しない変数に応じて決定される。

弊法人のコメント

IASBが新しく定めた要求事項には、ESG連動の金融商品をはじめ、偶発的特性を有する金融商品に関する追加の具体的なガイダンスが含まれ、そのような金融商品の分類が現在のガイダンスとは異なる結果になる可能性がある。したがって、企業は新しい要求事項に移行する場合には、従来の結論を見直す必要がある。

「著しく異なる」の評価は、より低い閾値が定め、したがって金融商品がIFRS第9号B4.1.18項²の「僅少」に関するガイダンスよりもSPPI要件を満たすことが容易になることを意味しているが、IASBは、具体的な閾値を導入しておらず、企業は判断する必要がある。状況によっては、この判断を定性的な評価で行うことができるが、定量的評価を実施する必要が生じる場合もある。

企業は、下記セクション4.2及び4.3に記載されている関連する開示の要求事項に合わせて、金融資産の分類に関する本改訂の早期適用を望むのかどうかを検討する必要があるが、これは認識及び認識の中止の要求事項に対する改訂とは別個に行うことができる。たとえば、企業が現在の要求事項ではSPPI要件を満たすことのない偶発的特性を伴う金融商品の保有を見込む場合などが考えられる。

3.2 ノン・リコース特性を有する金融資産の分類

「ノン・リコース」の意味を明確化するために、IFRS第9号の適用指針が改訂された。キャッシュ・フローが契約上、特定の資産により生じるものに限定される金融資産はノン・リコース特性を有すると考えられる。これらの特性の結果、債権者は基本的に、債務者の信用リスクではなく、当該特定資産の履行リスクにさらされ、補償されることになる。これは、債権者は債務不履行の場合における担保に係る請求に加えて全期間を通じて債務者に金融商品を求償できる担保が設定されている金融資産とは異なる。また、債務者に担保設定資産を「追加する」³ことを要求できる契約上の権利は、債権者に債務者に対する求償権を与えるということも明確化されている。

ストラクチャーからノン・リコース特性が默示的に明らかである場合（たとえば、企業が当初認識時点で信用減損している担保付き金融資産を購入する場合）ではなく、そうした特性が契約上明示される場合のみ、金融資産がノン・リコース特性を有することになるのかどうかの質問をPIRの一部コメント提供者が提出していた。IASBは、契約上のキャッシュ・フローを受領する債権者の権利に関しては、単に経済的にではなく、契約上制限が加えられなければならないということを本改訂で明確化することで、その質問に答えている。このような制限は、ストラクチャード・エンティティに対する融資の場合など、契約の組合せを通じて設定することができる。

2 IASBスタッフ・ペーパー6Dでは、詳細な定量的分析がなくても、企業は特性が「僅少である」か否かを結論づけることができると言及されている。

3 担保設定資産を「追加する」権利とは、担保を差し入れた資産のプールに新しい資産を追加すること又はそれらが十分なキャッシュ・フローを生み出さない又は特定の基準値以下に価値が下落する場合にはそれらを入れ替えることを債務者に要求する権利をいう。

しかしながら、金融資産がノン・リコース特性を有しているという事実はそれ自体では、金融資産がSPPI要件を満たすことを妨げるものではない。本改訂は、特定の原資産（金融資産であるかどうかにかかわらず）のキャッシュ・フローと分類される金融資産との間の連動性を（原資産をルック・スルーして）評価しなければならないことを明確にしている。評価では、債務者が発行する劣後債や資本性金融商品など、その他の契約上の取決めにこの連動性がどのように影響されるかを検討しなければならない。このようなジュニアの金融商品で原資産からのキャッシュ・フローの潜在的な不足金額が吸収され、より多くのシニアの金融商品がSPPI要件を満たすようになるかもしれない。

弊法人のコメント

ノン・リコース特性は契約によるものでなければならないことが明確化されたことで、いままでは、当初分類時点で実質的にはノン・リコースであるとみなされていたが、契約上ノン・リコースとされていない融資に影響が生じるかもしれない。これには購入又は組成された信用減損融資（たとえば信用減損で購入される住宅担保ローン）などが含まれ得る。

3.3 契約上リンクしている金融商品の分類

契約上リンクしている金融商品（CLI）となる取引は、別個のクラスの金融商品ではなく、ノン・リコース特性を有する取引の部分集合であるということが、本改訂で明確化されている。トランシェの保有者への支払の優先順位が、信用リスクの集中を生じさせ、原資産のプールから不均衡な損失の配分となるウォーターフォール構造を生じさせる場合には、CLIが存在することになる[IFRS 9 (2026).B4.1.20]。

また、原資産のプールは、取引がCLIとしての要件を満たすために、金融商品に限定されなければならないことも明確化されている。ただし、ここには一部のリース債権などIFRS第9号の分類要求事項の範囲内ではない金融商品が含まれる場合がある。しかしながら、リース債権は、そのキャッシュ・フローがSPPI相当でなければならない（すなわち、残余価値リスクにさらされていない又は賃料の市場レートなど、基本的な融資のリスク又はコストではない変数に応じて決まることがない）[IFRS 9 (2026).B4.1.23]。非金融資産を含むCLI構造は、ノン・リコースに関するガイドンスに従って評価しなければならない。

また、本改訂は、複数の優先順位の異なる負債性金融商品が、債権者（又は債権者のグループ）への信用保護を高める融資を組成するために発行される場合には、CLIとはならないことも明確化している。たとえば、借手がシニア債及びジュニア債を発行するストラクチャード・エンティティを設立し、上位の負債性金融商品が支払い可能にならなければ、実際に売却することができない下位の負債性金融商品を借手が保有している場合などが考えられる。この場合、ノン・リコースに関するガイドンスを適用しなければならない[IFRS 9 (2026).B4.1.20A]。

4. 追加的な開示要求

4.1 FVTOCIに指定されている資本性金融商品に対する投資

IFRS第7号「金融商品：開示」の11A項及び11B項が改訂され、これらの開示をどのように行うべきかを説明する適用指針が追加された。本改訂は、投資のクラスごとに、当期に認識が中止された投資に関する金額及び期末時点での保有状況

る投資に関する金額を別個に示す、当期の公正価値変動に関する開示を求めている。本開示要求では、IFRS第7号の11B項のその他の要求事項、特に処分に係る利得又は損失の累計額に関する要求事項と合わせて、資本性金融商品に関する利得又は損失が一般的に実現したとみなされるものに関する情報が利用者に提供される。

また、報告期間の末日時点の公正価値を投資ごとに開示する要求事項は、負担が大きく、有用な情報を財務諸表の利用者に必ずしも提供するものでないことから、本改訂で削除された。したがって、企業は投資のクラスごとに報告期間の末日時点の公正価値の合計を開示することだけを求められる。IFRS第7号第6項の検討事項を基に金融商品をそれぞれの種類にグループ分けしなければならない。

本改訂は、企業は当期に認識が中止された金融商品について、資本内で振り替えられた利得又は損失の累計額を開示しなければならないと規定している。IFRS第7号の11A項(e)の既存の要求事項を反映し、当期に資本内で振り替えられた利得又は損失の累計額及び振替の理由を開示するために本要求事項が追加された。企業は、これらの利得又は損失の累計額を振り替えるかどうかに関する既存の会計方針を再確認する必要がある。

次の設例は本改訂により追加されたIFRS第7号の適用指針のIG11A項及びIG11B項の設例を参考にしたものである。

FVTOCIに指定されている資本性金融商品に対する投資

背景

A社は、IFRS第9号「金融商品」の第5.7.5項の要件を満たす資本性金融商品への投資の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示することを選択している。A社は会計方針に従って、投資の認識が中止された場合にのみ利得又は損失の累計額をその他の包括利益から利益剰余金に振り替える。A社の報告期間は12月31日に終了する。

20X1年1月1日時点のA社の出資額(X社に対する投資を含む)の帳簿価額の合計はCU800,000で、同日時点でその他の包括利益累計額に認識されていたこれらの投資の公正価値の変動額の累計額はCU200,000であった。20X1年1月1日以前にこのポートフォリオからの処分は存在しない。

20X1年7月31日にA社は、非上場企業のY社の非支配持分をCU155,000で取得した。

20X1年6月30日、A社はX社から配当CU1,000を受領した。20X1年9月30日にA社は、X社に対する投資の全部をCU200,000で処分し、その利得の累計額はCU50,000であった。

20X1年12月31日時点でA社の残存する投資の公正価値の合計はCU820,000であった。A社は20X1年の間にこれらの残りの投資からの配当収益合計CU5,000を受領した。

当期のA社の出資の公正価値の変動額の合計は、X社に対する投資に関係するCU20,000を含むCU65,000であった。

A社の財務諸表の注記に提供される情報	参照
<p>次の表は、同社のヨーロッパ、中東及びアフリカ(EMEA)の非上場企業に対する出資状況を示している。</p> <p>当社は、戦略目的上これらの投資を中長期的に保有する。当社は通常、どの企業についてもその保有割合を5%未満とし、それらの企業に対する支配持分を有することはない。当該投資が売買目的で保有されることはない。</p> <p>当社は、これらの投資の公正価値の事後的変動をその他の包括利益に表示することを選択している。投資が処分された場合にのみ、利得又は損失の累計額が利益剰余金に振り替えられる。</p> <p>20X1年7月31日、当社は、非上場企業Y社に対する非支配持分(出資比率5%未満)を取得した。</p> <p>20X1年9月30日、当社は、X社に対する投資をこれ以上保有することは当社の投資戦略に合致しないという理由からX社に対する投資を処分した。</p>	IFRS第7号11A項(a)、11A項(b)及び11B項(d)並びに IFRS第9号B5.7.5項及びB5.7.1項
	IFRS第7号11B項(a)

EMEAに対する投資	帳簿価額 CU'000 ^(a)	その他の 包括利益 CU'000 ^(b)	
20X1年1月1日	800	200	
取得した投資	155	-	
以下に関する公正価値 の利得:			
期末時点で保有し ている投資	45 ₁	45	¹ IFRS第7号(2026) 第11A項(f)
処分された投資	20 ₂	20	² IFRS第7号(2026) 第11A項(f)
処分された投資	(200) ₃	-	³ IFRS第7号第11B 項(b)
処分に伴う資本 内での振替	-	(50) ₄	⁴ IFRS第7号(2026) 第11B項(d)
20X1年12月31日	820₅	215	⁵ IFRS第7号第11A 項(c)
当社は、X社への投資の処分に起因する利得の累計額 CU50,000を、当期にその他の包括利益から利益剰余金に 振り替えた。			IFRS 第 7 号 (2026 年)の11B項(c)及び 11B項(d)

<p>同社は、X社から受領したCU1,000を含む、当期の出資に対するCU6,000の配当収益を受領した。</p>	<p>IFRS第7号11A項(d)</p>
<p>(a) A社はこのコラムから、IFRS第13号「公正価値測定」第93項で規定する情報が開示されている注記を相互参照する。</p> <p>(b) A社はこのコラムからその他の包括利益変動計算書及び持分変動計算書を参照する。</p>	

11A項及び11B項以外にも、企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品への投資が財務諸表に与える影響を利用者が理解するためにさらに多くの開示が求められるかどうかを検討しなければならない。

IFRS第9号の改訂が適用される2026年1月1日以降に開始する事業年度からは、新しい開示が求められる。本改訂適用開始以前の表示期間について開示は求められない。

4.2 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更につながる条件の開示

この新しい開示要求は、分類に関する要求事項が改訂された金融資産だけでなく、偶発的事象を理由にキャッシュ・フローが変動する金融資産及び金融負債の両方に適用される。

基本的な融資のリスク及びコストの変動に直接関係することのない偶発的事象の発生又は不発生に応じて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額が変わりうる条件の影響を利用者がより良く理解できるように、追加的な開示要求が導入された。これには、貨幣の時間価値又は借手の信用リスクに連動しないESG目標又はその他の偶発的特性が金利に連動する貸付又は債券が、そうした金融商品の例として挙げられる。これは、キャッシュ・フローの変動が借手の信用リスクの変化に対応する場合に、基本的な融資のリスクの変動に関係する偶発的事象に起因するキャッシュ・フローの変動(たとえば、Debt Coverage Ratio(DCR)の違反、支払不履行又は他の信用リスクの代替的指標を理由に発生する追加ペナルティ金利又は早期返済トリガーが含まれる)とは対照的である。

企業の将来キャッシュ・フローを利用者が評価できるように、企業は、基本的な融資のリスク及びコストの変動に直接関係することのない偶発的特性についても定性的及び定量的情報を提供することが求められる。企業は金融資産又は金融負債のクラスごとに以下を開示しなければならない [IFRS 7 (2026).20B-20D]。

- ▶ 偶発的事象の内容に関する定性的説明
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローの変動の可能性に関する定量的情報、たとえば、契約上の金利が変動する可能性がある範囲
- ▶ 偶発的特性にさらされる金融資産の帳簿価額総額及び金融負債の償却原価総額

上記の開示は、償却原価で測定される金融資産、他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融負債のクラスごとに提供されなければならない。IFRS第7号第6項の検討事項を基に金融商品をそれぞれの種類にグループ分けしなければならない。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品については、公正価値の変動は利用者がそれらの金融商品の将来キャッシュ・フローを評価するのに十分な情報を提供すると考えられ、これらの情報の開示が求められることはない。

また、上記の開示は、偶発的特性により契約上のキャッシュ・フローが、そうした特性が存在しない金融商品の契約上のキャッシュ・フローと大きく異なることのない(したがって、IFRS第9号B4.1.10A項の償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する要件を満たす)金融資産にも適用される。これは、そうした特性は定性的に重要性があるか、金融商品のポートフォリオ全体を合算した場合に重要性がみられるからである。

弊法人のコメント

キャッシュ・フローが変動する可能性がある範囲の開示が、本改訂に示されている唯一の設例であり、企業は金融商品及びその偶発的特性の重要性及び複雑性を考慮に入れた上で、判断を行使してこの領域における定性的な開示の内容及び範囲を判断しなければならない。

本開示は偶発的事象が企業の将来のキャッシュ・フローに及ぼす影響を、利用者が評価できるものでなければならない。この目的を達成するにあたり、どの程度詳細に開示すれば適切であるかに加えて、企業は集約又は分解の適切な水準及び財務諸表の利用者が開示される定量的情報を評価するのに追加的な説明を必要とするかどうかを検討する必要がある。そのためには企業は偶発的特性に関する定性的及び定量的データを取得しなければならず、それには相当の労力が求められる。

IFRS第9号の改訂が適用される2026年1月1日以降開始する事業年度、又は金融資産の分類の改訂(上記セクション3を参照)が早期適用される事業年度から新しい開示が求められる。本改訂の適用開始日以前の期間については開示は求められない。

4.3 測定区分が変更になった金融資産

セクション1.2に説明されるように、上記セクション3に記述される金融資産の分類の改訂は遡及適用しなければならない(ただし、比較年度の修正再表示は求められない)。

企業は本改訂を適用する結果、測定区分が変更される金融資産に関する情報を開示しなければならない。本改訂の適用開始日時点で、企業は、測定区分及びIFRS第7号第6項を用いて決定される金融資産のクラスごとに、本改訂が適用される直前及び直後の帳簿価額を開示しなければならない[IFRS 9 (2026).7.2.49]。

下記がこの開示を示す設例と我々は考えている。

測定区分の変更前		測定区分の変更後	
測定区分	帳簿価額	測定区分	帳簿価額
	20X1年		20X2年
	CU'000		CU'000
金融商品A ⁴	純損益を通じて公正価値で測定	XXX	償却原価
			XXX

⁴ 金融商品Aは、本改訂の結果、SPPI要件を初めて満たす偶発的特性を有する金融資産であると仮定する。

4.4 期中報告

上記セクション1.2で説明しているように、本改訂は2026年1月1日以降に開始する事業年度から適用され早期適用も認められる。

移行時の開示

セクション2と3における本改訂適用初年度の最初の期中報告期間(上述のとおり、セクションごとに異なる)に関しては、企業は、IAS第34号「期中財務報告」の16A項(a)に従って、直前の事業年度以降変更になった会計方針を、変更の内容及び影響の説明と合わせて開示しなければならない。この開示は、会計方針の変更が重要性がある場合にのみ求められる。

さらに、セクション3に記述される本改訂適用初年度の最初の期中報告期間に関しては、上記セクション4.3で説明される移行時の開示が提供されなければならない。それらは、その後の期中報告期間においては繰り返す必要がない。

新しいIFRS第7号開示

本改訂は、セクション4.1及び4.2で説明されている追加的な開示をIFRS第7号に導入しており、それらは年次財務諸表について求められる。企業は判断行使して、IAS第34号第15項に従って、前事業年度末以降に生じた変化を理解するのに重大となる事象を説明するために、本改訂が適用された最初の期中報告期間をはじめ、期中報告期間に関してもこれらの開示が求められるか否かを決定する必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務および他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は010424-24Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp